給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第５号

熊本市東区月出４丁目４番145―303号　コアマンシヨン女子大通

再生債務者　冨野　直子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月31日まで

平成28年10月17日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号

熊本県人吉市西間下町642番地１

再生債務者　山本　貴博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月31日まで

平成28年10月17日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（再ロ）第５号

福岡市西区大字桑原1278番地

再生債務者　大神　裕輔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月４日まで

平成28年10月14日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１０００６号

東京都羽村市羽中４丁目２番14号

再生債務者　竹内　良文

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月７日まで

平成28年10月17日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第４号

沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目93番地５

ユートピア鳥堀201

再生債務者　石嶺　健

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月10日まで

平成28年10月13日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第５号

沖縄県浦添市前田１丁目48番１―306号

ユーポ石川

再生債務者　森山　亨

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月11日まで

平成28年10月14日

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２０号

大阪府箕面市粟生間谷西３丁目２番６―401号

再生債務者　下玉利三郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第３号

鳥取県米子市河崎3472番地　マイアン２―106号（前住所）鳥取県米子市新開７丁目17番10号（107号）

再生債務者　福浦　孝治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月17日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（再ロ）第４号

神奈川県横浜市金沢区釜利谷西１丁目10番６号

再生債務者　小川　友一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月17日　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙・丙)

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十二日

掲載頁　八十六頁（号外第六十二号）

平成二十八年十月二十五日

大阪市淀川区宮原四丁目六番一一号

(甲)　ダイトエレクトロン株式会社

代表取締役　前　簿行社

大阪市淀川区宮原四丁目六番一一号

(乙)　ダイトロンテクノロジー株式会社

代表取締役　野中　昇

滋賀県栗東市伊勢落字野神六八九番地一

(丙)　ダイトデンソー株式会社

代表取締役　小林　雅則

合併公告

債権者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認は経ず、乙の株主総会決議は平成二十八年九月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十二日

掲載頁　八十六頁（号外第六十二号）

平成二十八年十月二十五日

大阪市淀川区宮原四丁目六番一一号

(甲)　ダイトエレクトロン株式会社

代表取締役　前　簿行社

大阪市淀川区宮原四丁目六番一一号

(乙)　ダイトロンテクノロジー株式会社

代表取締役　野中　昇

滋賀県栗東市伊勢落字野神六八九番地一

(丙)　ダイトデンソー株式会社

代表取締役　小林　雅則

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十二日

掲載頁　八十六頁（号外第六十二号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十五日

掲載頁　七十三頁（号外第八十八号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十五日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

平成二十八年十月二十五日

神戸市東灘区向洋町西五丁目

(甲)　株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー

代表取締役　奥野　一邦治

東京都日野市旭が丘三丁目八番地の二三

(乙)　株式会社トーホー・パワーラークス

代表取締役　葛西　建夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十八年七月十一日に終了しております。乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十九日

掲載頁　六十頁（号外第二三二号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十九日

掲載頁　六十一頁（号外第二三二号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十九日

掲載頁　六十頁（号外第二三二号）

平成二十八年十月二十五日

熊本県山鹿市久原四二二二番地二

(甲)　株式会社地の塩社

代表取締役　田口　淳

北九州市小倉北区船場町三番五号フアッションビル五階

(乙)　株式会社ちのしお販売

代表取締役　司城　義孝

熊本県山鹿市蒲生七四〇番地六

(丙)　株式会社よもぎくらぶ

代表取締役　田口　淳

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十五日

掲載頁　七十三頁（号外第八十八号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十五日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

平成二十八年十月二十五日

神戸市東灘区向洋町西五丁目

(甲)　株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー

代表取締役　奥野　一邦治

東京都日野市旭が丘三丁目八番地の二三

(乙)　株式会社トーホー・パワーラークス

代表取締役　葛西　建夫